

「国際北陸工芸サミット in 石川」

企画・運営・広報等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本県の工芸の魅力を国内外に広く発信することを目的に、「生活の中で活かす工芸」をテーマとして開催する「国際北陸工芸サミット in 石川」について、企画、運営及び広報業務等を行う委託事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。

2 委託事業の概要

- (1) 業務名：「国際北陸工芸サミット in 石川」企画・運営・広報等業務
- (2) 業務内容：「国際北陸工芸サミット in 石川」企画・運営・広報等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：委託契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 委託費用：70,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 本プロポーザルへの参加資格

- (1) 単独企業による参加
参加者は、以下の条件を全て満たしていること。
 - ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
 - ② 企画提案書の提出日現在において、石川県競争入札参加者資格（物品の部）のうち分類番号24（企画展示広告・映画・室内デザイン類）の資格を有する者であること。
 - ③ 石川県の伝統工芸等に関するイベントの企画運営実績を有する者であること。
石川県の伝統工芸等に関するイベントとは、石川県の伝統工芸にかかる情報発信・販売促進・販路開拓等を目的として、石川県や石川県内の市町が主催し、石川県内の伝統的工芸品産業関係団体が共催・後援・協力を行う、不特定多数の者が参加するイベントを指す。
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ⑤ 石川県から指名停止の措置を受けて、審査会参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止期間中または参加排除期間中にある者でないこと。
 - ⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
 - ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

⑧ 石川県への納税義務を有する者にあつては、当該税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件を全て満たしていること。

- ① 構成員のいずれかが上記(1)の①から③の条件を全て満たしていること。
- ② 全ての構成員が上記(1)の④から⑧の条件を全て満たしていること。

4 スケジュール(予定)

日 程	項 目
令和3年6月16日(水)	プロポーザル実施要領等の公表
6月18日(金) 15時	説明会参加申込書の提出期限
6月21日(月) 10時	説明会の開催
6月22日(火) 17時	審査会参加申込書の提出期限
6月24日(木) 12時	質問票の提出期限
6月29日(火) 12時	企画提案書等の提出期限 (参加辞退する場合) 参加辞退書の提出期限
7月 1日(木)	審査会の実施
7月上旬	委託候補者選定結果の通知
7月上～中旬	契約締結

5 説明会

本事業に関する説明会を下記のとおり開催する。

(1) 日 時

令和3年6月21日(月) 10時～

(2) 場 所

石川県庁行政庁舎8階 811会議室(石川県金沢市鞍月1-1)

(3) 申込方法

「説明会参加申込書」(様式4)により、電子メールまたはFAXで申し込むこと。

(4) 申込期限

令和3年6月18日(金) 15時(必着)

(5) 提出先

下記「15 問合せ先・提出先」のとおり

(6) その他

- ① 参加人数は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、1社当たり1名とする。
- ② 説明会への参加は、プロポーザル参加の必須条件ではない。

6 審査会への参加意思表示

(1) 提出期限

令和3年6月22日(火) 17時必着

(2) 提出方法

審査会への参加意思表示については、「審査会参加申込書」(様式1)により、郵送、FAXまたは電子メールで提出すること。

(3) 提出先

下記「15 問合せ先・提出先」のとおり

7 提出資料等に関する質疑の提出・回答

(1) 提出期限

令和3年6月24日(木) 12時必着

(2) 提出方法

提出資料等に関する質疑については、「質問票」(様式2)により、郵送、FAXまたは電子メールで提出すること(口頭による質疑は受け付けない)。

(3) 提出先

下記「15 問合せ先・提出先」のとおり

(4) 質問への回答

受付した質問に関する回答については、随時、「審査会参加申込書」の提出者全員に対して電子メールにて通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年6月29日(火) 12時(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送によること(電子メール、FAXでの応募は不可)。

(3) 提出先

下記「15 問合せ先・提出先」のとおり

(4) 提出書類：下表のとおり

提出書類	形式	部数	様式
①企画提案書 ・企画提案の内容 ・業務実施スケジュール ・業務実施体制 ・経費の概算見積書(内訳含む) ・過去実施した石川県の伝統工芸等に関するイベントの実績	A4	15部	様式 任意
②会社概要 ・会社の名称、所在地、代表者の役職及び氏名 ・本事業の担当者氏名、連絡先、組織概要、 取扱業務内容	A4	2部	様式 任意

※必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

(4) 企画提案書記載上の留意点

- ① 企画提案書は、本実施要領及び仕様書等に記載されている条件を踏まえて作成すること。
- ② 企画提案の内容、業務実施スケジュール、業務実施体制、経費の概算見積書については、仕様書に記載された業務ごとに記載すること。
- ③ 業務実施スケジュールについては、関係先との協議や調整、必要とされる許認可の手続き、イベントの広報、イベント運営、実績報告書の作成など、業務の一連の流れが分かるように作成すること。
- ④ 別途費用が必要となるものは記載しないこと。
- ⑤ 提出する企画提案書には提案者名を記載しないこと。
- ⑥ 横書き、左上1点ホッチキス止めにて作成すること。
- ⑦ 図表等を積極的に用いて、視覚的に理解しやすいようにすること。
- ⑧ 資料は全て企画提案書に綴じ込んだ形とすること。

(5) 会社概要にかかる留意点

- ① 法人の概要が記載されたパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。
- ② 共同企業体で参加する場合は、全ての構成員分を提出すること。

(6) その他留意事項

- ① 一企業又は一共同企業体が、複数の企画提案をすることは認めない。
 - ② 提出された資料は、一切返却しない。
 - ③ 資料提出後の追加、訂正は認めない。
 - ④ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
 - ⑤ 企画提案や審査会でのプレゼンテーション等に係る経費は全て、提出書類及び企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）の負担とする。
- (7) 参加辞退
- 「審査会参加申込書」提出後に参加辞退を希望する場合は、令和3年6月29日（火）12時までに、「参加辞退書」（様式3）を持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出すること。

9 審査会の実施

提案者によるプレゼンテーション内容についての審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審議の上、最も優れた提案者を「業務委託候補者」として選定する。

- (1) 実施日
令和3年7月1日（木）（詳細は別途連絡）
- (2) 実施場所
石川県庁行政庁舎内（別途連絡）
- (3) 時間
一提案者45分以内（プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内）
- (4) 留意事項
 - ① パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンを行う場合は電子データを事前に用意し、事務担当宛てに実施日前日までに電子メールで送付すること。
 - ② 準備する電子データに関しては、企画提案書に沿った内容とすること。
 - ③ 審査会場にはスクリーン、プロジェクター、パソコンを準備するが、操作環境上、提案者が持参する機器等を用いる場合には予め相談すること。なお、提案者が持参する機器等を用いる場合、設定等準備の時間はプレゼンテーションの時間を含むものとする。

10 審査方法

(1) 審査基準

評価項目	審査基準
①取り組み姿勢	・業務を適切に理解し、積極的に取り組む姿勢が見られるか。
②企画提案内容	・業務に付された条件を踏まえた適切な内容となっているか。 ・仕様書で提案を求めている内容に関して、独自性のある提案内容となっているか。 ・国や業界団体が提示する新型コロナウイルス感染症感染防止に

	<p>かかるガイドラインや方針等を遵守した内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客のための工夫はなされているか。 ・来場者・参加者等の満足度を高める工夫はなされているか。
③実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切かつ効率的に履行できる実施体制となっているか。 ・業務を適正に履行できる無理のないスケジュールとなっているか。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じ、臨機応変に柔軟な対応が取れるよう考慮した体制やスケジュールとなっているか。
④過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似した事業の実績を有しているか。
⑤価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積の積算は妥当か。 ・提案された企画・運営等が費用対効果に優れているか。

(2) 選考結果

- ① 選考結果については、提案者全員に書面で通知する。
- ② 審査内容及び各提案者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(3) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、業務委託候補者と契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合には、業務委託候補者の決定を取り消し、その者とは契約締結しない。

- ① 提案者が前記3の資格要件を満たさない場合
- ② 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ③ 提出期限までに提出書類が提出されない場合
- ④ 2案以上の企画提案をした場合
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑨ 審査に影響を与えるような工作、又はその疑いがある行為をした場合

11 契約の締結

国際北陸工芸サミット in 石川実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、審査の結果、選定された業務委託候補者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の詳細を定め、契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。

なお、業務委託候補者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合または該当していることが判明した場合には、契約を解除することがある。

- (1) 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託事業者に業務履行の意思が認められない場合
- (3) 受託事業者の業務遂行能力が無いと認められる場合
- (4) 受託事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実にない恐れがある場合
- (5) 受託事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じた場合

13 公正な公募の確保

- (1) 提案者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 提案者は、競争を制限する目的で他の提案者と審査会への参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 提案者は、業務委託候補者の選定前に、他の提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 提案者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該提案者を審査会に参加させず、また公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

14 その他の留意事項

- (1) 審査会参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 採用した企画提案の使用権は、実行委員会に帰属する。
- (3) 実行委員会は、採用した企画提案を企画書の原案とするが、当該提案者と協議のうえ、その一部を変更することができる。
- (4) 提案者及び審査会への参加意思表示の後「参加辞退書」を提出した者は、本ポータルにおいて知り得た一切の情報を他に漏らしてはならない。

15 問合せ先・提出先

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

電 話：076-225-1526

FAX：076-225-1523

メール：densan@pref.ishikawa.lg.jp